

## 財産分与と清算

— アメリカの離婚給付におけるグットウィルについて —

足立 文美恵

The Financial Effect on Divorce and Division of Property in Divorce  
- Treatment of Goodwill on Divorce in America -

Fumie ADACHI

### 目次

- 一 はじめに
- 二 グットウィルの定義
- 三 グットウィルの認容基準
- 四 グットウィルの算定方法
- 五 むすびに

#### 一 はじめに

アメリカの各州では、離婚の財産上の効果として財産の分割となる清算 (division of property, or property division) と離婚後扶養 (support, maintenance, or alimony) が判例上認められ、各州の制定法においても同様の財産上の効果が認められている<sup>1</sup>。離婚する配偶者が弁護士や医師などの専門職を職業とする場合、大多数の州の裁判所は、その配偶者がその業務のgoodwill (のれん、営業権、本稿ではgoodwillをグットウィルとする。) をもっており、そのグットウィルが離婚時の清算の対象となるとしている<sup>2</sup>。

日本法においても、離婚の財産上の効果の一つとして、清算が判例・学説上認められている<sup>3</sup>。しかしながら、清算に関する判例においては、アメリカ法で認められるような専門職上のグットウィルを問題とする判例はない。又、学説では、配偶者の一方が弁護士のような専門職につく場合、アメリカ法で認められるような専門職上のグットウィルを清算の対象とすべきとする考えより、むしろその資格や免許を離婚時の清算の対象とし、その価値の一部を他方配偶者に分割すべきとする考えが目立っている<sup>4</sup>。

他方、アメリカ法においては、専門職の資格や免許が離婚時の清算の対象であり、離婚時に分割すべきという考えは、多くの州の裁判所で認められず、制定法においてこれを示唆する州もほとんどない<sup>5</sup>。専門職に関して、資格や免許が離婚時の清算の対象として認められない状況において、多くの州の裁判所が離婚時の清算の対象として分割を認める専門職のグットウィルとはどのようなものであろうか。

そこで、日本法においても、専門職のグットウィルを清算の対象とすべきか検討するため、アメリカ法において離婚時に清算の対象として認められる専門職上のグットウィルとはどのようなものか明らかにしたい。アメリカ法において離婚時の清算の対象となる専門職上のグットウィルとはどのようなものかを明らかにするため、本稿では、アメリカ法において離婚時の清算の対象として問題となるグットウィルについて、その定義、認容の基準、算定方法を検討する。なお、アメリカの各州の判例や離婚に関する文献は、離婚時の清算として専門職のグットウィルだけでなく、ビジネスのグットウィルを対象としているため、本稿ではグットウィルの対象を専門職のグットウィルとビジネスのグットウィルを検討の対象とする。

## 二 グットウィルの定義

裁判所や学説が用いるグットウィルの定義にはいくつかの定義がある<sup>6</sup>。離婚時の清算に関する判例や文献においてとりあげられる定義として、以下のような定義がある。

### 1 伝統的な定義

多くの裁判所でしばしば引用されてきたグットウィルの定義は次のようなものである。

「グットウィルは創立 (establishment) により取得された有利な要因 (advantage) 又は利益 (benefit) であり、そこで使われる資本、資金 (funds)、財産の価値を超えるものである。又、グットウィルは創立により地理的条件、名声 (common celebrity)、技術若しくは豊かさに対する評判 (reputation)、時間厳守さのために定期的に通う客やなじみの客 (constant or habitual customers) から、又は他の偶然的な条件や必要性から、又は古くからのひいき (partialities) や偏愛 (prejudices) から受ける一般的なひいきと励まし (general public patronage and encouragement) の結果として得られるものである。」<sup>7</sup>

上記のように、この定義は多くの裁判所によって用いられているが、グットウィルの算定方法を提示しないことなどが指摘されている<sup>8</sup>。

### 2 会計学上の定義

会計学では、ある会社が売却された場合、その売却価格がその会社が所有する資産の価値を超えたとき、その超えた部分がグットウィルであるとされている<sup>9</sup>。この定義によれば、例えば、A会社が他の会社に売却された場合、その売却された価格がA会社の負債を除く資産の価値を超えたとき、グットウィルの存在が認められ、さらに売却価格のうち有体財産を越えた部分はグットウィルの価値となる。したがって、この定義は算定方法も示唆するため、「より有益な出発点を与えるとする」と評価されている<sup>10</sup>。

なお、この定義がビジネス又は専門職のグットウィルとする超過した部分は何かあるいは何故超過した価値が生じるのかについて、例えばA会社がB会社を取得した場合、A会社がB会社から収入を生み出す能力を得るために投資したものの、とされている<sup>11</sup>。

### 3 一般的な定義

離婚時の清算に関する判例において「最も一般的」<sup>12</sup>とされるグットウィルの定義は「グットウィルは無体財産であり、通常一般の人々が続けてひいきすることの見込み」である。判例では、この定義を述べた後より完全にあるいはより詳細な定義として1の定義を述べるものもあるが、この定義のみをグットウィルの定義として述べる判例もある<sup>13</sup>。

### 三 グットウィルの認容基準

離婚時の清算に関する判例において、ビジネス又は専門職のグットウィルが存在するか否かを決定する基準として、主に、売却の事実、超過収益の存在、価値が離婚後の収入を含まないこと、ひいきの存続性が考慮されている。この他に、グットウィルの存在を決定する基準として、グットウィルの価値が証明されたならば、グットウィルの存在を認めて、離婚時の清算の対象とする判例もある<sup>14</sup>。

#### 1 売却の事実

売却の事実とは、一方配偶者のビジネス又は専門職の業務が他者に売却されたことである。したがって、グットウィルが存在するか否かの決定基準をこの要因とする場合、一方配偶者のビジネス又は専門職の業務 (practice) が売却されなかったとき、グットウィルの存在は認容されないため、一方配偶者のビジネス又は専門職上のグットウィルは清算の対象とされないことになる。

例えば、Sorenson v. Sorenson 判決<sup>15</sup>は、個人で開業する歯科医師の夫の業務 (practice) について、個人で開業する医師のグットウィルは単に能力に対する評判 (reputation) にすぎず、この評判 (reputation) は売却されないかぎり、グットウィルは所有者の稼働能力を高めるための資格又は稼働能力と区別できず、離婚時の清算の対象となる婚姻財産にならない、としている。

#### 2 超過収益 (excess earning) の存在<sup>16</sup>

超過収益の存在とは、ビジネス又は専門職を行う一方配偶者の収益が比較に値する者の収益あるいは合理的な平均的収益を超えることである。グットウィルが存在するか否かの決定基準をこの要因とする場合、ビジネス又は専門職を行う一方配偶者の収益に超過収益が存在すれば、グットウィルの存在が認められる。したがって、一方配偶者のビジネス又は専門職が売却されない場合にも、グットウィルの存在が認容されるため、より広い範囲においてビジネス又は専門職にグットウィルの存在が認められることになり、より多くのビジネス又は専門職のグットウィルが清算の対象とされることになる。

この要因からグットウィルの存在を認容する判例として、例えば、In re Marriage of Hull 判決<sup>17</sup>では、麻酔医師の夫の業務 (practice) にグットウィルが存在するかについて、この夫が業務を行うのはモンタナ州であるが、モンタナ州、アイダホ州、ワイオミング州、ネバダ州、ユタ州、コロラド州、アリゾナ州、ニューメキシコ州の地域における麻酔医師の平均収入と夫の収入を比較し、後者のうち前者を超えた部分をグットウィルとしてグットウィルの存在を証明した会計士の証拠は、夫の業務にグットウィルが存在するとの認定を維持するために十分であるとされている。

### 3 価値が離婚後の収入を含まないこと<sup>18</sup>

価値が離婚後の収入を含まないこととは、一方配偶者が行うビジネス又は専門職のグットウィルが算定された場合、その価値に一方配偶者の離婚後の収入が含まれないことである。この要因は、その算定方法に関わらず、グットウィルの価値に離婚後の収入が含まれないことを重視するものであり、ビジネスの売却が存在する場合でも存在しない場合でも、又超過収入が存在する場合でも存在しない場合でも、グットウィルの価値が算定されてグットウィルの価値に離婚後の収入が含まれなければ、グットウィルの存在が認められることになる。

ところで、グットウィルの価値に離婚後の収入が含まれないことについて、どのように証明すればグットウィルの存在が認定されるのであろうか。グットウィルの算定方法として離婚時に売却されたビジネス又は専門職の売却価格からグットウィルを算定する方法があるが、この方法を用いればグットウィルの価値は離婚時の価値となり、この価値には離婚後の収入などの離婚後に生じた財産の価値は含まれないことになる。そのため、グットウィルの存在についての決定基準を離婚後の収入が含まれないことにする場合には、売却価値からグットウィルの価値を見出すことが望ましいと考えられる。

しかし、そのように考えると、グットウィルが存在すると考えられるビジネス又は専門職が離婚時に売却されない場合には、グットウィルの存在が認められず、グットウィルは離婚時の清算の対象とすることができなくなる。ビジネス又は専門職が事実上売却されない場合であっても、グットウィルの価値に離婚後の収入が含まれないことをグットウィルの存在を決定する基準とすることができるのであろうか。この点について、価値に離婚後の収入が含まれないことをグットウィルが存在するか否かの決定基準とする判例として、例えば、Hanson v. Hanson 判決<sup>19</sup>は、同種の専門職の業務 (a similarly situated professional practice) が最近売却されたことの証拠、そのような業務を購入するとの申入れの証拠、専門家の証言、又は当該事件で問題となる仕事の社員 (members) の証言がグットウィルの存在を証明するとしており、又Thompson v. Thompson 判決<sup>20</sup>は、グットウィルが離婚後に存続する個人の存在に依拠するものであるならば、そのようなグットウィルは個人と区別して売却できる資産にならないとしたうえで、法律義務が (law practice) が有体資産の価値を超えて、個々の弁護士の評判 (reputation) と区別した金銭的価値を有し、そのグットウィルが婚姻中に蓄積されたのであれば、その法律業務 (law practice) は離婚時の清算の対象となる婚姻財産になるとしている。

### 4 ひいきの存続性

この要因は、上記のグットウィルの定義で示した「3 一般的な定義」から見出される要因である。この定義、すなわち「グットウィルは無体財産であり、通常一般の人々が続けてひいきすることの見込み」という定義から見出されるグットウィルの存在を決定する要因は、過去において一般の人々がひいきしたことと、将来においてもそのひいきが継続する見込みのあることであり、これらの要因からグットウィルの存在を証明するには、ひいきの存続について、過去にそのような事実があったという過去の証明と将来においてもそのような状態が継続するという未来の証明を行うことが必要となる<sup>21</sup>。

一般的な定義をグットウィルの定義として示したMatter of Marriage of Fleeger判決<sup>22</sup>は、グットウィルを生じさせる要因には名声 (name) の存続性、場所 (location) の存続性、誠実さと公正な取扱いに対する評判 (reputation) の存続性、そして技能と能力の存続性がある、

としている。

#### 四 グットウィルの算定方法

グットウィルの価値を算定する方法も多様である。グットウィルの算定方法を明示する判例としてIn re Marriage of Hall判決<sup>23</sup>がある。本稿では、この判例が示した5つの算定方法を示すことにする。なお、同判決は、この5つの算定方法について、一つ又は複数の方法を用いることができるとしている。

##### 会計学上の算定方法(1)

この方法は、ビジネス又は専門職を行う者の平均的な収入を算出し、その価格に一定の割合<sup>24</sup>を適用して現在価値に割り引いた金額を有体財産と無体財産をあわせたビジネス又は専門職の全価値としその価値からビジネスの帳簿上に記載される有体財産の価値を引くことでグットウィルの価値を算定する方法である。

本判決に示される例を引用すれば、例えば、あるビジネスを営む者の平均的な収入を6万ドル、資本還元率(capitalization rate)を20%、現在の有体財産の価値を3万ドルとした場合、そのビジネスのグットウィルの価値は、まず、6万ドルを20%で割り引き現在価値にすることでそのビジネスが有する有体財産と無体財産をあわせた全財産の価値を算出し(60,000 × 5 = 300,000)、その全財産の価値から有体財産の価値3万ドルを除くことにより27万ドルと算定される(300,000 - 30,000 = 270,000)。

##### 会計学上の算定方法(2)

この方法は、ビジネス又は専門職を行う者の平均的な収入を算出し、この金額から比較に値する者の収入を引き、その残りの金額に一定の割合を適用して現在価値に割り引くことで、グットウィルの価値を算定する方法である。

の場合と同様に、本判決に示される例を引用すれば、あるビジネスを営む者の平均的な収入を6万ドル、比較に値する者の平均的な収入を4万ドル、資本還元率を20%とした場合、そのビジネスのグットウィルの価値は、まず、6万ドルから4万ドルを引くことでそのビジネスが有する平均的な無体財産上の平均的収入を算出し(60,000 - 40,000 = 20,000)、その価値を20%で割り引き現在価値にすることで算定される(20,000 × 5 = 100,000)。

##### 会計学上の算定方法(3)

この方法は、過去5年間のビジネスの平均的な純利益を算出し、その金額から平均的な有体財産の収益率(rate of return on average tangible assets)を除き、さらにこの金額から比較に値する者の年収を除き、最後にこの金額に一定の割合を適用して現在価値に割り引くことで、グットウィルの価値を算定する方法である。

この算定方法においても、の場合と同様に、本判決に示される例を引用すれば、あるビジネスの平均的な収入を6万ドル、平均的な有体財産の収益率を2千5百ドル、比較に値する者の平均的な収入を4万ドル、資本還元率を20%とした場合、そのビジネスのグットウィルの価値は、まず、平均的収入6万ドルから平均的な有体財産の収益率を引いた価値を算出し(60,000 - 2,500 = 57,500)、次にその価値から比較に値する者の平均的収入を引くことで無体財

産上の平均的収入を算出し (57,500 - 40,000 = 17,500)、最後にその価値を20%で割り引き現在価値にすることで算定される (17,500 × 5 = 87,500)。

#### 市場価値による算定方法

この方法は、その専門職の業務が売却された場合、現在の市場で取得される公正な価格を定めることで、グットウィルの価値を算定する方法である。本判決によれば、本判決の「市場価値 (market value)」とは、市場においてビジネスなどが売却された価格、すなわち売却価格であり、市場価値による算定方法とはこの売却価格を用いてグットウィルの価値を算定する方法であると理解できる。しかし、売却価格を用いてどのようにグットウィルの価値を算定するのかを示す説明がないため、本判決からこの算定方法を十分に理解することは難しい。そこで、本判決以外の判例などを検討すると、Peerenboom v. Peerenboom判決<sup>25</sup>は、グットウィルの価値について業務の資産と専門職を行う者の技能とそのサービスの価値を超える部分であるとしており、業務の市場価値を用いてグットウィルの価値を算定する方法を示唆している。又、上記ではグットウィルの定義として会計学上の定義を示したが、この定義によれば、あるビジネスが売却されたとき、その売却価格がその会社の有する資産の価値を超えた場合、その超えた部分がグットウィルとなり、この定義は売却価値を用いてグットウィルの価値を算定する方法を示唆している。

離婚時における財産の清算には、清算の対象となる財産を婚姻中に取得された財産とし、例えば、離婚後の労働によって取得された収入など、離婚後に取得された財産を清算の対象としないという原則がある<sup>26</sup>。市場価値による算定方法は、離婚成立時の売却価格からグットウィルの価値を算定するため、例えば、診療所を開業する医者が離婚後の労働から離婚後に診療所のグットウィルの価値を高めた場合のように、離婚後の労働によって業務のグットウィルの価値を婚姻時に比べて離婚後に高めたときでも、この算定方法を用いればグットウィルの価値には離婚後の労働によって取得された財産の価値が含まれないことになる。この算定方法は、離婚時の清算の原則を逸脱しない点において利点があると考えられる。

他方、市場価値がないことや市場価格が極めて低い場合があり、これらの場合にはこの算定方法を用いることが問題となるであろう<sup>27</sup>。市場価値がない場合の例として、法による制限<sup>28</sup>や経済状況から業務を売却する市場がない場合があり、この場合にはこの算定方法を用いることができない。又、業務を売却する市場があったとしても専門職の業務やビジネスが個人の能力に依存している場合にはそのような業務を購入してもその業務から得られる利益が低いと考えられて業務の価値が極めて低くなる。このような場合には、少なくともグットウィルを離婚時の清算の対象としその分割を求める配偶者は、離婚時の清算の際にこの極めて低いグットウィルの価値をグットウィルの価値として認めることを望まないはずであり、この算定方法を用いることが問題になる可能性があるかもしれない。

#### 合意による算定方法

この方法は、事実上の売却又はまだ売却されていないオプション (an unexercised existing option)<sup>29</sup>、パートナーシップの合意 (partnership agreement) 又は会社の合意 (corporate agreement) からグットウィルの価値を決定するものである。

この算定方法についても本判決では具体的な算定方法が示されていない。離婚時の清算に關す

る文献によれば、例えば、専門職のパートナーシップの合意には、パートナーの脱退又は死亡に関する規定がおかれることがあり、その規定においてその脱退又は死亡の際に一定の金額が支払われる旨が定められていた場合、その金額がパートナーシップ上に存在するグットウィルの金額として考慮されることがある<sup>30</sup>。

## 五 むすびに

グットウィルは、日本語訳にするとのれん、又は営業権となる。広辞苑によれば、のれんは「…老舗（しにせ）としての多年の営業から生ずる無形の経済的利益。…」を意味し、営業権は「…企業の伝統や社会的信用により、その営業が他の企業以上の利益を収め得るような無形の財産的価値。暖簾（のれん）。」を意味する<sup>31</sup>。では、アメリカにおけるグットウィルも同様の概念として理解できるだろうか。上記に示した伝統的な定義と一般的な定義には関連性が見られるが、これらの定義と会計学上の定義にはほとんど関連性がなく、グットウィルの概念を理解するのは難しい。しかし、グットウィルは日本の「のれん」や「営業権」であると仮定した上で双方の定義を再検討すれば、各定義には日本ののれんや営業権から考えられる要素を十分ではないが断片的に含んでおり、各定義を総合的に観ると、アメリカにおける離婚時の清算の場面で登場するビジネス又は専門職のグットウィルものれん、又は営業権と日本語に訳してもよいのではないかと考えられる。

さらにアメリカにおいて離婚時の清算の対象となるグットウィルの存在の決定基準と価値の算定方法をみると、存在の決定基準にも価値の算定方法にも決定的なものがない。このように存在の決定基準と価値の算定方法が多数存在することは、グットウィルの概念それ自体に問題があるからではなく、多くの離婚事件にグットウィルの存在を認めさせて、より多くの財産を清算の対象にすることを可能にするためではないかと思われる。なぜなら、アメリカの現状として、離婚する夫婦は清算の対象として分割できる財産をあまり持っておらず、離婚後扶養についても一方配偶者が他方配偶者に対して支払うというケースはあまりないことから、離婚時の清算の対象となる財産の範囲をより広くしようとする傾向があるといわれている<sup>32</sup>。このような現状を考慮すると、存在の決定基準、価値の算定方法を一つに定めず事件に応じてさまざまな基準や方法を用いるのはこのような傾向の一つであって、より多くの離婚事件においてより多くの財産を清算の対象としているためではないかと思われるのである。

しかし、このように存在の決定基準や価値の算定方法を多数認めることは、グットウィルの概念をわかりにくいものにするのも確かである。日本の財産分与の場面にこの概念を導入すべきか検討するにあたり、専門職のグットウィルという概念が日本になじみがないにも関わらずその概念がわかりにくいものであること、さらに日本では一方配偶者が婚姻中に資格・免許を取得した場合にはその資格・免許自体を離婚時の清算の対象とすべきとの主張が目立っていることを考慮すると、特に専門職のグットウィルの概念の導入を検討するよりも資格・免許の分割について検討すべきではないかと思われる。

しかしながら、資格・免許を離婚時の清算の対象とすべきとの考えについて、アメリカにおいても、一方配偶者が婚姻中に資格・免許を取得した場合（さらに他方配偶者がその取得に貢献した場合にはなおさら）、資格・免許を清算の対象として他方配偶者にその利益を分割すべきと考えられ、実際に離婚後の資格・免許から得られる離婚後の収入の分割を求める主張が各州の裁判所においてなされてきた<sup>33</sup>。しかし、清算の対象となるのは婚姻中に取得された財産

であり、離婚後に取得された財産は清算の対象外とする離婚時の清算の原則があることから、専門職の資格・免許それ自体を清算の対象とすることは離婚時の清算の原則に反すると考えられることや、離婚後扶養は一方配偶者の離婚後の収入の一部を他方配偶者に支払うことで実現されるため専門職の資格・免許が離婚時の清算の対象とされて離婚後の収入の一部が他方配偶者に分配された場合には離婚後扶養と離婚時の清算によって離婚後の収入が二重に取られる可能性があることが問題とされてきたことから、ほとんどの州の裁判所が資格・免許それ自体を離婚時の清算の対象として認めないという態度をとり続けている<sup>34</sup>。

他方、ビジネス又は専門職のグットウィルについては、上記の算定方法で示したとおり、離婚後の収入を含まないで算定することが可能であるためか、多くの州の裁判所はビジネス又は専門職のグットウィルを離婚時の清算の対象として認めているのである。

日本においても専門職の資格・免許を離婚時の清算の対象とした場合、アメリカと同様のことが問題とされるはずである。そうであれば、今後、日本においても、ビジネス又は専門職のグットウィルの概念を検討する可能性があるのではないだろうか。

アメリカにおけるビジネス又は専門職のグットウィルの概念についても、存在の決定基準、価値の算定方法によっては資格・免許を離婚時の清算の対象とした場合の問題が同様に生じる可能性がある。又、定義、存在の決定基準、価値の算定方法には不明確さがあり、この不明確さはグットウィルの概念をわかりにくいものにする原因となっている。特に日本にとって専門職のグットウィルという概念は非常になじみが薄いので、この概念を定着させるためには、この概念をわかりやすいものにする必要がある。研究を続け、日本の財産分与に専門職のグットウィルの概念を導入すべきか改めて検討したい。

#### 注・文献

- 1 See, Linda D. Elrod and Robert G. Spector, *A Review of the Year in Family Law: Parentage and Assisted Reproduction Problems Take Center Stage*, 39 FAM. L. Q. 917, 921(2006); Principles of the Law of Family Dissolution: Analysis and Recommendations (2002), Introduction [hereinafter ALI Principles].
- 2 See, ALI Principles, *supra* note 1, at §4.07, Comment *d*.
- 3 判例については、最判昭和四六年七月二三日民集二五巻五号八〇五頁、学説では、岡部喜代子編著『親族法への誘い』（八千代出版、二〇〇三年）七二頁以下、本沢巳代子『離婚給付の研究』（一粒社、一九九八年）二一六頁以下など。
- 4 本沢・前掲書二四五頁、鈴木眞次『離婚給付の決定基準』（弘文堂、一九九二年）二六四頁、大津千明『離婚給付に関する実証的研究』（日本評論社、一九九〇年）一一九頁。
- 5 See, ALI Principles, *supra* note 1, at §4.07, Reporter's notes.
- 6 グットウィルについて、その定義のみならず、グットウィルが存在するか否かの決定基準、その算定方法について、統一したものがなく明らかにすることは難しいといわれている (See, e. g., CLARK, THE LAW OF DOMESTIC RELATION IN THE UNITED STATES §15.5 (2d. ed. 1987); Grace G. Blumberg, *Intangible Assets: Recognition and Valuation* §23.05 [1], in 2 VALUATION AND DISTRIBUTION OF MARITAL PROPERTY (Matthew Bender 1996).).
- 7 Grace G. Blumberg, *supra* note 6, at §23.05 [1]; BARTH H. GOLDBERG, VALUATION OF DIVORCE ASSETS §8.4(1984). これらの文献によると、この定義はJustice Story, COMMENTARIES ON THE LAW OF PARTNERSHIPS, §99, at 170(6th ed.1868)の中で述べられたものである。こ

- の定義を引用する判例として、例えば *In re Marriage of Foster*, 42 Cal. App. 3d 577 (Cal. Ct. App. 1974); *In re Marriage of Watts*, 171 Cal. App. 3d 366 (Cal. Ct. App. 1985). がある。
- 8 Grace G. Blumberg, *supra* note 6, at §23.05 [1].
  - 9 See, ALI Principles, *supra* note 1, at §4.07, Reporter's notes; Grace G. Blumberg, *supra* note 6, at §23.05 [1].
  - 10 See, Grace G. Blumberg, *supra* note 6, at §23.05 [1].
  - 11 See, ALI Principles, *supra* note 1, at §4.07, Reporter's notes.
  - 12 CLARK, *supra* note 6, at §15.5.
  - 13 前者の例として、*In re Marriage of Foster*, 42 Cal. App. 3d 577 (Cal. Ct. App. 1974). 後者の例として *In re Marriage of Fleege*, 91 Wn. 2d 324 (Wash. 1979); *In re Marriage of Freedman*, 23 Wn. App. 27 (Wash. Ct. App. 1979). がある。
  - 14 See, *Ford v. Ford*, 782 P.2d 1304 (Nev. 1989).
  - 15 *Sorenson v. Sorenson*, 839 P.2d 774 (Utah 1992).
  - 16 See, ALI Principles, *supra* note 1, at §4.07, Comment *d* and Reporter's notes; Grace G. Blumberg, *supra* note 6, at §23.05 [2][a].
  - 17 *In re Marriage of Hull*, 712 P.2d 1317 (Mont. 1986).
  - 18 See, ALI Principles, *supra* note 1, at §4.07. 又、この要因を考慮する判例として、例えば *Hanson v. Hanson*, 738 S. W. 2d 429 (Mo. 1987); *Thompson v. Thompson*, 576 So. 2d 267 (Fla. 1991). がある。
  - 19 *Hanson v. Hanson*, 738 S. W. 2d 429 (Mo. 1987).
  - 20 *Thompson v. Thompson*, 576 So. 2d 267 (Fla. 1991).
  - 21 See, CLARK, *supra* note 6, at 607. なお、*Wisner v. Wisner*, 129 Ariz. 333 (Ariz. Ct. App. 1981) 判決は、形成外科医の業務 (medical practice) にグットウィルが存在するかについて、ひいきの存続性で決定すべきでなく、職能法人 (a professional corporation) の場合には、むしろ、業務を行う者の年齢、健康、過去の稼働能力 (past earning power)、判断 (judgment) ・能力 (skill) ・知識 (knowledge) に対する社会的な評判 (reputation)、そして相対的な職業上の成功 (comparative professional success) によって決定する必要があるとしている。
  - 22 *In re Marriage of Fleege*, 91 Wn. 2d 324 (Wash. 1979).
  - 23 *In re Marriage of Hall*, 103 Wn. 2d 236 (Wash. 1984).
  - 24 さまざまな説明がなされており、例えば、その割合は投資額 (capital sum) に適用すれば、期待される年間の収益 (the desired annual stream of income) を算定する収益率 (rate of return) であるという説明や、買い手が自分の資本投資を取り戻すと予想する年数の現れであるという説明がある。例えば、その割合が25%の場合、前者の説明によれば、この割合は投資額を決定し、8万ドルは25%で投資されて年間2万ドルを生むと期待される金額となる。後者の説明によれば、買い手が資本投資を取り戻す期間は4年となり、買い手が自分の投資を4年間で取り戻したいと望めば、2万ドルの超過収入に対して8万ドルを支払うことになる。また、この割合は通常20から25%ともいわれている (See, Grace G. Blumberg, *supra* note 6, at §23.05 [2][b].).
  - 25 *Peerenboom v. Peerenboom*, 433 N. W. 2d 282 (Wis. App. 1988).
  - 26 ALI Principles, *supra* note 1, at Introduction; Grace G. Blumberg, *supra* note 6, at §23.05 [1]; BARTH H. GOLDBERG, *supra* note 7, at §8.4.
  - 27 See, Grace G. Blumberg, *supra* note 6, at §23.05 [2][a].
  - 28 弁護士のグットウィルは法的に売却できない場合がある (See, Grace G. Blumberg, *supra* note 6, at §23.05 [2][a].)
  - 29 オプション (option) について、田中英夫編『英米法辞典』(東京大学出版、二〇〇〇年) では

「一定期間、ある商品を一定の価格で売却もしくは購入または賃借できる権利。法律上は撤回できない申込みの性質をもつ。」と説明されている。

- 30 See, Grace G. Blumberg, *supra* note 6, at § 23.05 [2][c].
- 31 新村出編『広辞苑 第五版』(岩波書店、二〇〇四年)
- 32 See, ALI Principles, *supra* note 1, Introduction.
- 33 See, ALI Principles, *supra* note 1, at § 4.07, Reporter's notes.
- 34 See, ALI Principles, *supra* note 1, at § 4.07, Reporter's notes.